

令和三年十二月二十四日

聖籠町農業委員会第二十四期

第三十四回總會議事録



聖籠町農業委員会第24期第34回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第34回総会は、令和3年12月24日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|----------------|------------------|
| 1番 駒澤 一男（会長） | 2番 新保 昇英（会長職務代理） |
| 3番 曾根 善治（農地部長） | 4番 宮下 吉勝（農政部長） |
| 5番 新保 要一 | 6番 栗原 一成 |
| 7番 新保 勇 | 8番 八幡 裕 |
| 9番 神田 勝 | 10番 加藤 百合子 |

2 欠席委員

出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 副参事 飯沼 正志 主任 二宮 広輝

3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について

日程第 8 報告事項 農業委員会事務専決報告等について
報告第 1 号 農用地利用集積計画の変更届出について
報告第 2 号 農用地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)
案について

「会 長」 部会より引き続き総会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。ないようですので、只今より聖籠町農業委員会第 24 期第 34 回総会を開会いたします。 (開会 午後 2 時 20 分)

「会 長」 日程第 1、会議録署名委員の指名について、会議規則第 14 条の規定により、4 番委員、5 番委員を指名いたします。なお、説明者には副参事、書記には主任を指名いたします。

「会 長」 日程第 2、会期の決定について、令和 3 年 12 月 24 日、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 異議なしと認め本日 1 日限りと決定いたします。

「会 長」 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは 1 ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第 1 号は先ほどの事前審査において、地区担当委員からの補足説明があり、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきましても、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第 1 号について許可してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは 3 ページをご覧ください。

「議案朗読」

番号 52 は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号イに該当し、農用地区域内農地と判断されます。

番号 53 は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ(1)に該当し、第 3 種農地（市街地の農地）と判断されます。

番号 54 から 59 は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ(2)に該当し、第 2 種農地（市街地近郊農地）と判断されます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第 2 号は先ほどの事前審査において、番号 52 において矢板が腐食した工事だと思うが、上流、下流についてはどうなっているのかとの質問があり、農村整備部よりの工事は、県より随時情勢を伝えてもらうとの話でした。あと、番号 53 番について、申請地の写真は、県に行くのかという質問があり、行かないとの話でした。他は補足説明もあり、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきましても、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(異議なしの声あり)

「会 長」 それでは、議案第 2 号について許可してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第 5、議案第 3 号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい。それでは5ページをお願いします。

「議案朗読」

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を宮下農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号について、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい。それでは6ページをお願いします。

「議案朗読」

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を宮下農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号について、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、議案第 4 号について、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第 7、議案第 5 号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは 8 ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第 5 号について、先ほどの事前審査において、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。質疑意見のある方の発言を求めます。

（ありませんの声あり）

「会 長」 議案第 5 号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第 8、報告事項があります。事務局説明願います。

「副 参 事」 報告事項につきましては、先に送らせていただきました報告事項のとおりであります。以上です。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので総会を閉会します。

（閉会 午後 2 時 45 分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会
署名委員

宮下 志勝



署名委員

新保 要一

